







# 園部青年会の音楽部

## 全国青年大会に出場

昭和三十一年十二月以来、園部青年会では音楽部を設け、青年会の一翼として練習を続けていたが、去る十月十六日、全国青年大会県予選会に出場、合唱の部で見事優勝し、十一月六日から九日まで、東京の日本青年館を中心として行われた全国青年大会に茨城県代表として出演し、好成績を修めた。

スワニー河  
約四十曲  
6. 場所 小学校講堂を借用

◎園部青年会音楽部

1. 部員 青年会員の男子二十一名、女子二十四名で組織している。(県内の青年会合唱団では最も大きい)

2. 混声四部合唱

3. 指揮者 講師、永井俊郎

4. 練習 月平均五回、夜七時から九時まで。現在までの練習回数二百二十回。

5. 現在までに練習した曲

1. 課題曲、シューベルト作曲 菩提樹

2. 随意曲、フオスター作曲

3. 随意曲、細谷一郎作曲 園部音頭

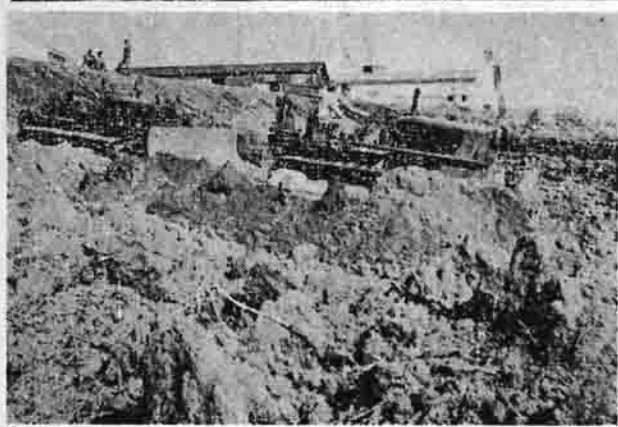
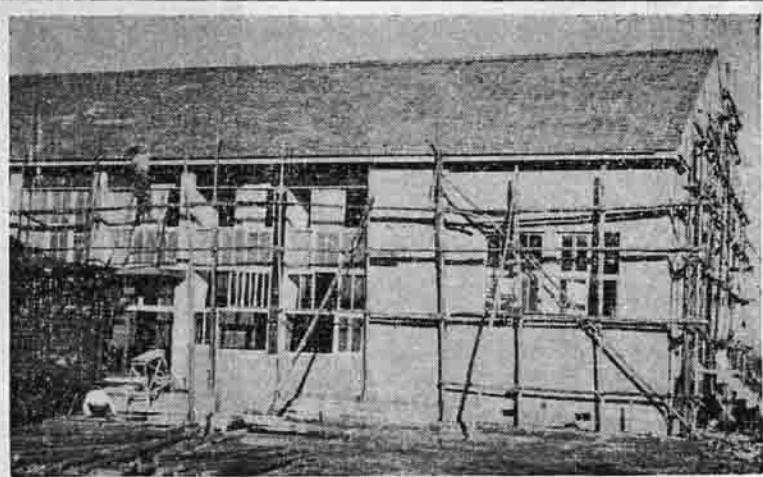
◎音楽部の目的

音楽の美しさをなめるべく多くの人と共に味わうことにより人間性を豊かにし、地域社会の文化性を高め、健全な音楽活動の育成をはかり、青年活動の一助とする。

## 高校八郷分校の完成近し

### 校庭は自衛隊が整地中

石岡一高八郷分校の第三期工事は、七月に着工して建築工事はすつかり工事を終る予定。また、校庭の整地作業は、去る十月七日から南古河部隊第一施設大隊の小林三尉以下十三名の隊員と、大型ブルドーザー一台が来町して整地に当たっていたが、この程一台が増強された。なお、十一月下旬には勝田部隊から三台が増援される。



写真【上】完工間近い講堂兼体育館  
【下】運動場の整地作業を急ぐ、自衛隊のブルドーザー

## 小桜青は読書活動が盛ん

小桜青年会は、昨年から文部省のモデル青年会に指定

されて活発な研究活動が続いているが、指定当時は青年の読書欲を盛んにして、教養を高め一層の専門的知識を得る必要があるとの意見で、昨年度予算十二万四千五百円、本年度寄附金などから二万四千五百円を得て、文学書や農業、生活改善などの専門書を購入し、現在では五百六十冊となった。次にその運営と活動の概況を紹介してみよう。

### ◎運営組織

公民館の図書部が運営の主体であるが、図書委員は、各部落から男女一名づつが選ばれて運営の中心となつて働き、読書活動を盛にする原動力となつてゐる。

### ◎各部の図書委員

半田 原田力夫、関由子  
川又 足立修身、小松崎静江  
月岡 菱沼文雄、菱沼徳子  
青田 武川卓三、菊地玉子  
弓弦 松延栄  
柴内 羽生一雄、以後崎君子  
辻 坂入昇、松延光江  
葛浦 沢山好道、仲村寿江  
中山 小野越・弘生寺  
酒井 力光、鴻巣すみ子

### ◎図書貸出しのきまり

1. 図書の貸出し日は毎月一日と十五日で、時間は午後一時から三時までとする。但し、移動図書館の巡回日



早くみつめてはやく消す

全国火災予防週間 (11月26日から12月2日まで)

明るい町は 防犯から

町では、消防団が中心になつて防火・防犯運動を実施中。今年こそ、火災も犯罪もない明るい住みよい町といたしましょう。

### ★利用の状況

や青年の集いの時などは貸出しをする。

2. 貸出し期間は次の貸出し日までの十五日間である。

3. 貸出し冊数は原則として一人一冊。

4. 貸出し日の係員は、図書委員を四班に分け、当番制とする。

### ◎その他の推進方法

図書の効果的利用のため、巡

## 昭和三十三年度の

## 保険税額を定める

今年度の保険税は、一期(四月・二期(七月)分とも暫一この程、年税額が決定いたしました。

公民館の運営審議会は、去る十月十七日午後一時三十分から八郷公民館に開き、次のこととを審議した。

1. 文化祭の開催(十一月二十二日・二十三日)

2. 青少年問題協議会の開催

### 公民館

### 運営審議会を開く

### 改正された課税率

### ◆調定額は昨年度と同じ

昨年度の保険税調定額は一世帯平均二千円であつたが、今年度も昨年と同額です。

### 靖国の子ら

### まぶたの父と対面

去る十月三・四の両日一泊二日の日程で、県と市町村の共催による昭和三十三年度戦死者遺児の靖国神社参拝行事を行ったが、町からは柿岡地区四名、小幡地区六名、芦穂地区九名、恋瀬地区十名、瓦会地区三名、園部地区六名、林地区七名、小幡地区八名の全員五十三名が、役場・学校遺族会など関係者の附添で、新治、筑波両郡二百三十六名とともに元気で参加した。

### 社会福祉協議会

### 福祉施設の見学終る

町の社会福祉協議会では、共同募金関係者の社会福祉に対する理解と関心の昂揚をはかつて、去る十月十日婦人会の役員など百三十余名で、福祉施設の研修を行った。

一行はこれら施設に収容されている身寄のない老人や子供達、或は精神薄弱の子供達に接して、その境遇、心遣などをつぶさに見学したが、めぐまれない環境の人々に幾分でも温い援護の手をさしのべてやろうというのを再認識した。見学の研修施設は次のとおり。

△土浦養老院(老人保護施設)  
△茨城県道心園(身寄のない女子保護施設)  
△筑波(精神薄弱児保護施設)

訂正 広報前号(第三十七号)紙上のバイク規格で、六十CC以下白色とあるは、五十CC以下白色の誤りにつき訂正いたします。(税務課)

## 保険税の算定のしかた (例)

2,000円(一世帯平均)×(4月1日現在の被保険者世帯数)……町全体の保険税調定額(x)

$x \times 40\% = \text{所得割額}$   $x \times 10\% = \text{資産割額}$   
 $x \times 35\% = \text{被保険者均等割額}$   
 $x \times 15\% = \text{世帯平等割額}$

上記は保険税の課税割合である。

①農業で5人家族の保険税(所得300,000円、固定資産税額1,400円馬1頭、馬の共済掛金750円、農作物被害金10,000円のもの)

(イ)  $300,000 \text{円} - (87,500 \text{円} + 12,900 \text{円} + 750 \text{円} + 10,000 \text{円})$   
(所得) (基礎控除) (1町歩以下耕作) (牛馬共済) (農作物被害)  
(総所得) (基礎控除) (牛・馬控除) (保険掛金) (貸付控除)

$= 188,850 \text{円}$ (課税標準額)

$188,850 \text{円} \times \frac{0.80}{100} = 1,510 \text{円}$ ①……所得割額  
(100円未満切捨) (税率) (円未満切捨)

(ロ)  $1,400 \text{円} \times \frac{3.4}{100} = 47 \text{円}$ ②……資産割額  
(固定資産税額×保(税率) (円未満切捨)  
(險税課税標準額)

(ハ)  $123 \text{円} \times 5 = 615 \text{円}$ ③……被保険者均等割額  
(1人当り税額)

(ニ)  $300 \text{円}$ ④……世帯平等割額  
(一世帯当り税額)

①+②+③+④=2,472円……決定額

②給与者で5人家族の保険税(1名が官庁又は会社等に勤務し、農業所得がなく総所得300,000円、固定資産税額1,400円のもの)

(イ)  $300,000 \text{円} - (60,000 \text{円} + 12,000 \text{円} + 87,500 \text{円})$   
(所得の20%) (基礎控除) (牛馬共済) (基礎控除)

$= 28,010 \text{円}$   
 $28,010 \text{円} \times \frac{0.80}{100} = 224 \text{円}$ ①……所得割額  
(140,500円を家(税率) (100円未満切捨)  
(族数分の1控除)

(ロ)  $1,400 \text{円} \times \frac{3.4}{100} = 47 \text{円}$ ②……資産割額  
(固定資産税額×保(税率) (円未満切捨)  
(險税課税標準額)

(ハ)  $123 \text{円} \times 4 = 492 \text{円}$ ③……被保険者均等割額  
(1人当り税額)

(ニ)  $300 \text{円}$ ④……世帯平等割額  
(一世帯当り税額)

①+②+③+④=1,738円……決定額

【注】給与者の場合は社会保険に加入しているので本人以外の者が国民健康保険の被保険者で二重加入となる。なお、農業所得があつた場合は合算いたします。